

## 静岡県告示第47号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、救急業務に関し協力する旨の申出があり、救急病院として認定した次の医療機関について、協力する旨の申出が撤回されたため同令第2条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年1月31日

静岡県知事 川勝平太

名 称	開 設 者	所 在 地	撤 回 日
医療法人社団青虎会 フジ虎 ノ門整形外科病院	医療法人社団青虎会	御殿場市川島田字中原1067-1	令和元年10月31日
医療法人社団駿甲会 コミュ ニティーホスピタル甲賀病院	医療法人社団駿甲会	焼津市大覚寺二丁目30-1	平成30年10月31日